

# 愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

## 新旧対照表(案)

2026年6月修正



地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考								
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>									
	<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>	<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>									
	<b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>	<b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>									
7	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果	1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果 <u>(資料5-1のとおり修正する。)</u>	愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果に伴う修正								
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>									
	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	<b>第2章 建築物等の安全化</b>									
	<b>第1節 建築物の耐震推進</b>	<b>第1節 建築物の耐震推進</b>									
40	4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進 (1) 住宅の耐震化の促進 ア 市町村が行う耐震診断への助成 県は、旧基準住宅(昭和56年5月以前着工) <u>を対象に</u> 耐震診断を実施する市町村に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。	4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進 (1) 住宅の耐震化の促進 ア 市町村が行う耐震診断への助成 県は、旧基準住宅(昭和56年5月以前着工) <u>及び新基準木造住宅(平成12年5月以前着工)を対象に</u> 耐震診断を実施する市町村に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。	補助制度拡充のため								
	<b>第2節 交通関係施設等の整備</b>	<b>第2節 交通関係施設等の整備</b>									
42	2 道路施設 (略) (2) 緊急輸送道路の指定 地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路 <u>及びくしの歯ルート</u> をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。 (略)	2 道路施設 (略) (2) 緊急輸送道路の指定 地震直後から発生する緊急輸送(救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路、 <u>くしの歯ルート及び拠点アクセスルート</u> をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。 (略)	愛知県道路啓開計画を踏まえた修正								
43	<table border="1"> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> </table>	くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	<u>(追加)</u>		<table border="1"> <tr> <td>くしの歯ルート</td> <td>津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)</td> </tr> <tr> <td><u>拠点アクセスルート</u></td> <td><u>人命救助・物資輸送のためにアクセスすべき拠点までの道路</u></td> </tr> </table>	くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)	<u>拠点アクセスルート</u>	<u>人命救助・物資輸送のためにアクセスすべき拠点までの道路</u>	
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)										
<u>(追加)</u>											
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)										
<u>拠点アクセスルート</u>	<u>人命救助・物資輸送のためにアクセスすべき拠点までの道路</u>										

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>	
	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	
60	<p>県（都市・交通局、建築局）、市町村、土地区画整理組合等における措置（略）</p> <p>(2) <u>災害対策等に関する土地利用規制</u></p> <p><u>ア 災害危険区域の指定</u></p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</p> <p>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</p> <p><u>イ 宅地造成等の規制</u></p> <p><u>宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。</u></p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険区域」</p> <p>◆ <u>附属資料第1「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」</u></p>	<p>県（都市・交通局、建築局）、市町村、土地区画整理組合等における措置（略）</p> <p>(2) <u>災害危険区域の指定</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。</p> <p>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険区域」</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理及び重複する内容の削除</p>
	<b>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>	<b>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>	
	<b>第3節 宅地造成等の規制誘導</b>	<b>第3節 宅地造成等の規制誘導</b>	
64	<p>県（建築局、都市・交通局）及び市町村における措置（略）</p> <p>(2) 造成宅地防災区域</p> <p>県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>県（建築局、都市・交通局）及び市町村における措置（略）</p> <p>(2) 造成宅地防災区域</p> <p>県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</p> <p><u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p>	<p>時点修正</p>
	<b>第4節 土砂災害の防止</b>	<b>第4節 土砂災害の防止</b>	
65	<p>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置（略）</p>	<p>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置（略）</p>	
66	<p>(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に<u>土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報 [土砂災害]</u>の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p>	<p>(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に<u>レベル4 土砂災害危険警報</u>の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p>	<p>新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
66	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (略)</p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する <u>土砂災害警戒情報</u> の伝達方法等) (略)</p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (略)</p> <p>イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 (④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する <u>レベル4土砂災害危険警報</u> の伝達方法等) (略)</p>	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
67	<p>ウ 市町村は、<u>土砂災害警戒情報 (警戒レベル4 相当情報 [土砂災害])</u> が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。</p>	<p>ウ 市町村は、<u>レベル4土砂災害危険警報</u> が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。</p>	
<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>		<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
69	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> (略)</p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b> (略)</p>	記載場所の 整理
74	<p><b>10 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b> (略) <u>(追加)</u></p>	<p><b>10 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b> (略)</p> <p><b>11 遺体の処理に係る事前対策</b> <u>市町村は、大規模災害時に備え、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を遺体安置所としてあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p>	
76	<p><b>11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p>	<p><b>12 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p>	
<b>第7章 避難行動の促進対策</b>		<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	
<b>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</b>		<b>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</b>	
80	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成 市町村は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 津波災害事象の特性に留意すること。 イ 収集できる情報として <u>次の情報を踏まえること。</u> <u>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</u></p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成 市町村は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 津波災害事象の特性に留意すること。 イ 収集できる情報として、<u>大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</u>を踏まえること。</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考							
	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>								
	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>								
85	<b>市町村における措置</b> (略)	<b>市町村における措置</b> (略)	名称変更に伴う修正							
86	(6) 避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県 <b>避難所運営</b> マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	(6) 避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県 <b>避難生活支援</b> マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。								
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>								
87	<b>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (略)	<b>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (略)	災害時における外国人対応を確実に実施するため							
89	(4) 外国人等に対する対策 (略)	(4) 外国人等に対する対策 (略)								
90	オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 <u>(追加)</u>	オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 <u>カ 災害時に外国人の被災状況等の情報収集や多言語による情報提供を行う部署及び対応方法をあらかじめ定めるものとする。</u>								
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>								
	<b>第1章 活動体勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動体勢（組織の動員配備）</b>								
	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>								
118	<b>1 県（防災安全局）における措置</b> (略) (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (略)	<b>1 県（防災安全局）における措置</b> (略) (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 (略)	災害対策実施要綱の改正に伴う修正							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準（地震・津波災害関係）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分		設置基準（地震・津波災害関係）	気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準（地震・津波災害関係）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中を除く）が発表されたとき。</u></li> <li>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）	気象予警報等による場合
設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）									
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</li> </ul>									
設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）									
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中を除く）が発表されたとき。</u></li> <li>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</li> </ul>									
119	(略) (6) 災害対策本部職員の動員 (略)	(略) (6) 災害対策本部職員の動員 (略)	災害対策実施要綱の改正に伴う修正							

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考																
	<p>(非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="203 204 1084 1094"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 204 369 236">区分</th> <th data-bbox="369 204 1084 236">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 236 369 405">第1 非常配備</td> <td data-bbox="369 236 1084 405"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき</li> <li>県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 405 369 935">第2 非常配備</td> <td data-bbox="369 405 1084 935"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○準備体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></li> </ul> </li> <li>○準備強化体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震注意</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> <li>○警戒体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震警戒</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 935 369 1094">第3 非常配備</td> <td data-bbox="369 935 1084 1094"> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき</li> <li>県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準備体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></li> </ul> </li> <li>○準備強化体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震注意</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> <li>○警戒体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震警戒</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul>	第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul>	<p>(非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1115 204 1995 1094"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 204 1281 236">区分</th> <th data-bbox="1281 204 1995 236">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 236 1281 405">第1 非常配備</td> <td data-bbox="1281 236 1995 405"> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき</li> <li>県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 405 1281 935">第2 非常配備</td> <td data-bbox="1281 405 1995 935"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○準備体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>(削除)</u></li> </ul> </li> <li>○準備強化体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</li> <li><u>・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</u></li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く）</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> <li>○警戒体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5強を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震警戒（事前避難対象地域）</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 935 1281 1094">第3 非常配備</td> <td data-bbox="1281 935 1995 1094"> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき</li> <li>県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></li> </ul>	第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準備体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>(削除)</u></li> </ul> </li> <li>○準備強化体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</li> <li><u>・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</u></li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く）</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> <li>○警戒体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5強を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震警戒（事前避難対象地域）</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul>	第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul>	正
区分	配備基準																		
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき</li> <li>県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>																		
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準備体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></li> </ul> </li> <li>○準備強化体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</li> <li><u>(追加)</u></li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震注意</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> <li>○警戒体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震警戒</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul>																		
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul>																		
区分	配備基準																		
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき</li> <li>県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></li> </ul>																		
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準備体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき</li> <li><u>(削除)</u></li> </ul> </li> <li>○準備強化体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</li> <li><u>・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</u></li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く）</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> <li>○警戒体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度5強を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（<u>巨大地震警戒（事前避難対象地域）</u>）が発表されたとき</li> </ul> </li> </ul>																		
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>県内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>警戒宣言が発せられたとき</li> </ul>																		
	<p><b>第3節 災害救助法の適用</b></p>	<p><b>第3節 災害救助法の適用</b></p>																	
122	<p><b>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置</b>                      (略)                      (3) 市町村への委任                      (略)</p> <table border="1" data-bbox="203 1347 1084 1414"> <tr> <td data-bbox="203 1347 495 1414">医療、助産</td> <td data-bbox="495 1347 786 1414">市町村（県が委任）</td> <td data-bbox="786 1347 1084 1414">県（<u>福祉局、保健医療局</u>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </table>	医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部	<p><b>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置</b>                      (略)                      (3) 市町村への委任                      (略)</p> <table border="1" data-bbox="1115 1347 1995 1414"> <tr> <td data-bbox="1115 1347 1406 1414">医療、助産</td> <td data-bbox="1406 1347 1697 1414">市町村（県が委任）</td> <td data-bbox="1697 1347 1995 1414">県（<u>保健医療局</u>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </table>	医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部	表記の整理										
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部																	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部																	
	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>																	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考																															
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>																																
148	<b>1 自衛隊における措置</b> (略)	<b>1 自衛隊における措置</b> (略)	災害派遣担当区の見直しに伴う修正																															
149	(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域	(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td>第6施設群長 (豊川駐屯地司令)</td> <td>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)</td> </tr> <tr> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監</td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任</p>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td>第6施設群長 (豊川駐屯地司令)</td> <td>豊川駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方総監</td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、連絡・調整の担任は県西部(尾張北東部・尾張西部・名古屋・知多)を第35普通科連隊長、豊田市・みよし市・岡崎市・安城市・知立市・刈谷市・高浜市・碧南市・西尾市・幸田町を中部方面特科連隊第2大隊長、豊川市を第6施設群長、新城市・設楽町・東栄町・豊根村を第10偵察戦闘大隊長、豊橋市・蒲郡市・田原市を第10高射特科大隊長がそれぞれ実施する。</p>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	豊川駐屯地近傍	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)																																
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域																																
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	豊川駐屯地近傍																																
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域																																
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>																																
169	<b>■基本方針</b> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、 <u>周産期リエゾン</u> 、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。	<b>■基本方針</b> ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、 <u>小児周産期リエゾン</u> 、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。	名称変更に伴う修正																															
	<b>第1節 医療救護</b>	<b>第1節 医療救護</b>																																
171	<b>1 県(保健医療局)における措置</b> (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、 <u>周産期リエゾン</u> 、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター	<b>1 県(保健医療局)における措置</b> (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、 <u>小児周産期リエゾン</u> 、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター	名称変更に伴う修正																															

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
172	<p>ターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (略) (4) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣等 ア 愛知DPATの派遣 (ア) 県は、必要があると認めるときは、<u>DPAT (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊</u>を派遣する。</p>	<p>ターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (略) (4) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣等 ア 愛知DPATの派遣 (ア) 県は、必要があると認めるときは、<u>日本DPAT (災害派遣精神医療チーム)</u>を派遣する。</p>	
<b>第2節 防疫・保健衛生</b>		<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	
176	<b>1 県 (保健医療局・感染症対策局) における措置</b>	<b>1 県 (保健医療局) における措置</b>	誤記修正
177	<b>2 保健所設置市における措置</b>	<b>2 保健所設置市における措置</b>	表記の整理
178	<p>(略) (6) 自宅療養者等の避難確保 ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(略) (6) 自宅療養者等の避難確保 ア <u>感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	
<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>		<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
181	<p><b>■基本方針</b> (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、<u>くしの歯ルート</u>の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。</p>	<p><b>■基本方針</b> (略) ○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、<u>くしの歯ルート及び拠点アクセスルート</u>の道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。</p>	愛知県道路啓開計画を踏まえた修正
<b>第2節 道路施設対策</b>		<b>第2節 道路施設対策</b>	
187	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b> (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための<u>くしの歯ルート</u>を最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 <u>(追加)</u></p>	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b> (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための<u>くしの歯ルート及び拠点アクセスルート</u>を最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。 <u>(3) 県又は名古屋市の管理する国道、県道又は市町村道における道路啓開の代行</u> ア <u>中部道路啓開計画で設定した直轄啓開予定道路</u> <u>中部道路啓開計画で設定した直轄啓開予定道路 (国が災害時に本来の道路管理者に代わって道路啓開を実施することができる路線・区</u></p>	愛知県道路啓開計画を踏まえた修正  道路法等の改正を踏まえた修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
188	<p>(3) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</p>	<p><u>間) においては、同計画に基づく「管理区分を超えた道路啓開の発動条件」を満たすときは、土砂・瓦礫等の撤去、擦り付けによる段差の解消等、事実行為に限り、本来の道路管理者に代わって道路啓開を実施することができる。</u>  <u>イ ア以外の道路</u>  <u>重要物流道路 (代替・補完路を含む) に指定された路線・区間においては、県又は市町村から要請があり、かつ、当該県又は市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、実施することが適当であると認められるときは、その事務に支障のない範囲で、県又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u>  <u>なお、重要物流道路に指定されていない路線・区間においては、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して道路啓開を実施することが適当であると認められるものに限る。</u></p> <p>(4) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援</p>	
189	<p><b>3 県 (建設局) における措置</b>  (略)  (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保  ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための<u>くしの歯ルート</u>を最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域支援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p>	<p><b>3 県 (建設局) における措置</b>  (略)  (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保  ア 津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための<u>くしの歯ルート及び拠点アクセスルート</u>を最優先に道路啓開する。なお、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域支援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p>	愛知県道路啓開計画を踏まえた修正
190	<p><b>4 愛知県道路公社における措置</b>  (略)  (4) 応急復旧対策の実施  ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。  イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。  なお、津波被害発生時には、<u>くしの歯ルート</u>の道路啓開を他の道路に優先する。</p>	<p><b>4 愛知県道路公社における措置</b>  (略)  (4) 応急復旧対策の実施  ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。  イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。  なお、津波被害発生時には、<u>くしの歯ルート及び拠点アクセスルート</u>の道路啓開を他の道路に優先する。</p>	愛知県道路啓開計画を踏まえた修正
191	<p><b>6 市町村における措置</b>  (略)  (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	<p><b>6 市町村における措置</b>  (略)  (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	愛知県道路啓開計画を踏まえた修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	<p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路(代替路及び補完路を含む。)について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、<u>くしの歯ルート</u>の道路啓開を他の道路に優先する。</p>	<p>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</p> <p>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路(代替路及び補完路を含む。)について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</p> <p>なお、津波被害発生時には、<u>くしの歯ルート及び拠点アクセスルート</u>の道路啓開を他の道路に優先する。</p>	正
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
206	<p><b>2 県(福祉局、保健医療局、県民文化局)における措置</b> (略)</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援</p> <p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。</p> <p>また、<u>市町村からの要請</u>により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを編成し、派遣する。</p>	<p><b>2 県(福祉局、保健医療局、県民文化局)における措置</b> (略)</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援</p> <p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。</p> <p>また、<u>市町村からの要請等</u>により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを編成し、派遣する。</p>	愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領を踏まえた修正
	<b>第13章 遺体の取扱い</b>	<b>第13章 遺体の取扱い</b>	
	<b>第2節 遺体の処理</b>	<b>第2節 遺体の処理</b>	
216	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋火葬ができない場合等においては、<u>遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)</u>を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p> <p><u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 遺体の収容及び一時保存</p> <p>遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋火葬ができない場合等においては、<u>遺体安置所(削除)</u>を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	記載場所の整理
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>	
	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	<b>第5節 住宅の応急修理</b>	
234	<b>1 県(建築局)及び救助実施市における措置</b>	<b>1 県(防災安全局、建築局)及び救助実施市における措置</b>	表記の整理
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>第2節 教育施設及び教職員の確保</b>	<b>第2節 教育施設及び教職員の確保</b>	
239	<p><b>2 県(教育委員会)における措置</b></p> <p>(1) <u>他県</u>に対する応援要求</p>	<p><b>2 県(教育委員会)における措置</b></p> <p>(1) <u>文部科学省及び地方公共団体等</u>に対する応援要求</p>	防災基本計画の修正を

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	<p>県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市町村教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、<u>他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。</u></p> <p>(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市町村教育委員会及び私立学校設置者（管理者）からの応援要求事項を実施することが困難な場合、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を踏まえ、文部科学省の応援職員や、地方公共団体等の学校支援チーム、応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を行う。</u></p> <p>(2) 他市町村教育委員会に対する応援指示 (略) <u>(3) 受援体制の確保</u> <u>文部科学省の応援職員及び地方公共団体等の学校支援チーム等を迅速、的確に受け入れるために、支援ニーズの集約や連絡窓口の一元化等、受援体制を確保する。</u></p>	踏まえた修正
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	<b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b>	
	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	<b>第1節 公共施設災害復旧事業</b>	
244	<p><b>4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</b></p> <p><u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u></p>	<p><b>4 県又は名古屋市が管理する国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の災害復旧事業の代行</b></p> <p><u>県又は名古屋市が管理する国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県、道路公社又は市町村からの要請により国が県、道路公社又は市町村に代わって災害復旧事業を実施することができる。</u></p>	道路法等の改正を踏まえた修正
	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	
	<b>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</b>	<b>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</b>	
262	<p><b>情報収集・連絡体制の整備</b></p> <p>県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより<u>県災害対策本部（第2 非常配備（準備体制））を設置する。</u></p>	<p><b>情報収集・連絡体制の整備</b></p> <p>県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより<u>第1 非常配備体制をとる。</u></p>	災害対策実施要綱の改正に伴う修正
	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	
262	<p><b>1 情報収集・連絡体制の整備</b></p> <p>県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</u>」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（<u>第2 非常配備（警戒体制）</u>）を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市町村及</p>	<p><b>1 情報収集・連絡体制の整備</b></p> <p>県（防災安全局、関係局）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（<u>削除</u>）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（<u>事前避難対象地域を設定する市町村を管轄する地域は第2 非常配備（警戒体制）、それ以外の地域は第2 非常配備（準備強化体制）</u>）を設置し、必要に応じ</p>	災害対策実施要綱の改正に伴う修正

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。	てその体制を拡張した体制をとる。また、市町村及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。	
263	<p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、放送事業者等と連携し、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等</u>の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。</p>	<p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>県（防災安全局、関係局）及び市町村は、放送事業者等と連携し、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）</u>の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。</p>	表記の整理

※上記修正に関連する「主な機関の措置」の表の修正については、新旧対照表への記載を省略する。



## 第 3 章 被害想定及び減災効果

### 第 1 節 基本的な考え方

本県に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

### 第 2 節 地震・津波被害の予測及び減災効果

#### 1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

##### (1) 被害予測

###### ア 調査の目的

国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（2014 年 3 月）の見直しに向けて、2023 年 2 月に「南海トラフ巨大地震被害想定」の見直しに着手し、2025 年 3 月に結果を公表した。今回の調査は、国の被害想定の見直しを踏まえ、本県における今後の地震防災対策の基礎資料とするため、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（2014 年 3 月）について、最新の基礎データを反映し、国の調査と整合を図りつつ、学術的知見や令和 6 年能登半島地震等の近年の地震災害における被害状況を踏まえて見直すものである。

###### イ 調査結果の概要

###### (ア) 想定する地震・津波

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、正確な予測は困難であるが、効果的な地震防災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に被害予測を行った。（過去地震最大モデルの地震・津波による被害予測）

また、主として津波から「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に被害予測を行った。（理論上最大モデルの地震・津波による被害予測）

さらに、これらの地震が想定震源域の東側と西側で時間差を置いて地震が発生する場合についても被害予測を行った。（時間差を置いて発生する地震・津波による被害予測）

###### α 過去地震最大モデルの地震・津波

○ 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデル。

○ 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、理論上最大モデルの地震・津波対策にも資するものである。

###### β 【補足】理論上最大モデルの地震・津波

○ 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したモデル。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの。

（※国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

○ 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として津波から「命を守る」という観点で補足的に参照するもの。

###### ε 【参考】時間差を置いて発生する地震・津波

○ 南海トラフ地震の想定震源域の東側（東半割れ地震）と西側（西半割れ地震）で時

間差において地震が発生する場合を想定。

- 津波警報や南海トラフ地震臨時情報により早期避難意識が高まることなどによる被害量の減少効果等を明らかにするため、参考として実施するものである。

(4) 結果（「2024年度～2025年度愛知県南海トラフ地震被害予測調査結果」2026年6月 愛

知県防災会議地震部会）

a 過去地震最大モデルの地震・津波

＜揺れ、液状化＞

- 平野部及び半島部において、広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れとなり、一部の地域で、震度7の非常に強い揺れとなる。
- 濃尾平野、岡崎平野、豊橋平野を中心に、平野部で液状化危険度が極めて高くなっている。  
震度7：6市町、6強：20市町村、6弱：23市町村、5強：5市町

＜浸水・津波＞

- 渥美半島では、最短で9分後に津波（30cm）が到達する。
- 西三河南部の平野部を中心に浸水が発生する。

津波高（最大）	津波到達時間（最短）	浸水面積（浸水深1cm以上）
9.6m	9分 ※津波高30cm	約12,000ha

＜被害量の推計結果＞

建物被害 *1	人的被害 *2	ライフライン被害（最大値）	生活への影響	避難者数		間接的経済被害 （生産額の低下）
				避難所 者数	避難所外 者数	
揺れによる全壊	約50,000棟			合計	約835,000人	
液状化による全壊	約17,000棟			合計	約749,000人	
津波・浸水による全壊	約4,600棟		帰宅困難者数	合計	約912,000人	
がけ崩れ等による全壊	約700棟		災害関連死		約3,300～8,400人	
火災による焼失	約20,000棟		飲料水不足*4		約8,400トン	
合計	約92,000棟		食料不足*4		約79万食	
建物倒壊等による死者	約2,800人		トイレ不足*4		約386万回分	
浸水・津波による死者	約60人		毛布不足		約20万枚	
がけ崩れ等による死者	約50人		入院対応不足数		約6,200人	
火災による死者	約5,300人		外来対応不足数		約6,000人	
死者数合計			災害廃棄物（がれき）		約2,600万トン	
			津波堆積物		約300万トン	
			合計		約2,900万トン	
			廃棄物			
			直接的経済被害 （復旧に要する費用）		約19.4兆円	
			間接的経済被害 （生産額の低下）		約3.4兆円	
			合計			

\*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬・夕方の場合  
\*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬・深夜の場合  
\*3 震災1週間後の想定 \*4 1～3日目の計

b 【補足】理論上最大モデルの地震・津波

<揺れ、液状化>

- 陸側ケース及び東側ケースともに、平野部及び半島部において、広い範囲にわたり震度6強以上となり、沿岸部を中心に震度7の地域が広がっている。
- 震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多半島、西三河の平野部、東三河の平野部に広がっており、東側ケースでは、東三河の平野部に広がっている。
- 陸側ケース及び東側ケースともに、濃尾平野、岡崎平野、豊橋平野を中心に、平野部で液状化危険度が極めて高くなっている。
- 陸側ケース 震度7：30市町村、6強：15市町村、6弱：9市町  
東側ケース 震度7：13市町、6強：27市町村、6弱：11市町村、5強：3市町

<浸水・津波>

- 渥美半島では、津波ケース⑨の場合で最短5分後に津波（津波高30cm）が到達する。
- 揺れ、液状化による堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する。また、堤防等が被災した場合には、海岸部や河川付近で津波到達前から浸水が始まる地域がある。
- 津波ケース⑦の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース①の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高 (最大)	津波到達時間 (最短)	浸水面積 (浸水深1cm以上)
①	20.2m	6分 ※津波高30cm	約35,000ha
⑦	8.6m	6分 ※津波高30cm	約32,000ha

<被害量の推計結果>

建物被害 *1	揺れによる全壊 液状化による全壊	津波・浸水による全壊	がけ崩れ等による全壊	人的被害 *2	
				建物倒壊等による死者	浸水・津波による死者
	約222,000棟	約18,000棟	約29,000棟	約12,000人	約14,000人
		約99,000棟	約900棟	がけ崩れ等による死者	約80人
		約99,000棟	火災による死者	約1,300人	
合 計	約367,000棟		合 計	約27,000人	

\*1 県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬・夕方の場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦）

\*2 県全体の死者数の合計が最大となる冬・深夜の場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①）

c 【参考】「時間差を置いて発生する地震・津波」

<浸水・津波>

半割れ地震（過去地震最大モデル）

- 東半割れの地震では、西三河南部の平野部を中心に浸水が発生する。
  - 西半割れの地震では、堤防等が被災しないため、東半割れの地震に比べて浸水する範囲は狭い。津波の到達は、東半割れの地震に比べて遅い。
- 半割れ地震（理論上最大モデル）
- 東半割れの地震では、揺れ、液状化による堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する。また、堤防等が被災した場合には、海岸部や河川付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。
  - 西半割れ地震では、堤防等が被災しないため、東半割れ地震に比べて浸水する範囲は狭い。津波の到達は、東半割れ地震に比べて遅い。

(参考)

津波による死者数〔冬・深夜〕(①過去地震最大、②理論上最大)

先発地震が西半割れ地震、後発地震が東半割れ地震の場合

先発地震 (西半割れ)		後発地震 (東半割れ)		(参考) 東半割れ単独	
早期避難率低下	うち、 自力脱出困難者	早期避難意識が高まり 呼びかけが行われた場合	うち、 自力脱出困難者	さらに、浸水深30cm 到達時間30分以内の 地域の住民が事前避難 した場合	早期避難率低下
	うち、 自力脱出困難者		うち、 自力脱出困難者		
①	*	約400人	約400人	約300人	約2,400人
②	*	約3,700人	約3,000人	約2,300人	約5,900人

【\*】：被害わずか

注) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

※ 理論上最大モデルの地震動は陸側ケースの場合

## (2) 防災対策の効果

○ 各種対策が実施された場合、建物被害・人的被害ともに大きな減災効果が見込まれ、過去地震最大モデルの場合、揺れによる全壊棟数は約5割、火災による焼失棟数は約7割減少させることができる。また、建物倒壊等、浸水・津波、火災による死者数は約8割減少させることができる。

(対策項目)

- ・建物の耐震化率100%の達成 (本調査時点：約92.3%)
- ・家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成 (本調査時点：56.4%)
- ・感震ブレーカー設置率100%の達成 (本調査時点：18.5%)
- ・全員が発災後すぐに避難開始

ア 建物被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約50,000棟	約24,000棟 (約5割減)	約222,000棟	約107,000棟 (約5割減)
焼失棟数	約20,000棟	約5,100棟 (約7割減)	約99,000棟	約62,000棟 (約4割減)

イ 人的被害

項 目	過去地震最大モデル		理論上最大モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約5,300人	約1,000人 (約8割減)	約27,000人	約7,600人 (約7割減)
うち建物倒壊等による死者	約2,400人	約800人 (約7割減)	約12,000人	約4,400人 (約6割減)
	うち火災による死者	約50人	約30人 (約4割減)	約1,300人
うち浸水・津波による死者	約2,800人	約100人 (約9割減)	約14,000人	約2,300人 (約8割減)
	うち自力脱出困難	約400人	約90人 (約8割減)	約4,100人
うち浸水・津波からの 逃げ遅れ	約2,400人	約50人 (約9割減)	約9,900人	約1,000人 (約9割減)

\*1 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

\*2 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

ウ 経済被害額 (過去地震最大モデル)

項目	対策前	対策後
経済被害額 (直接被害額)	約 19.4 兆円	約 15.9 兆円 (約 2 割減)